

## 令和6年度 要保護・準要保護に認定された方へ（市外の公立校及び国立・都立・私立校へ就学されている方）

- 各支給項目の振込み通知は省略させていただきます。支給時期は下表を参照願います。（義務教育学校は、小学校を「前期課程」、中学校を「後期課程」と読み替えてください）
- 支給時期については、あくまでも予定であり、事情により遅れることもありますので、御了承ください。また、小・中学校で異なる場合もあります。（特に学年の明記がないものは全学年が対象）
- 要保護認定者は、「×」欄の費用については福祉事務所（福祉部生活福祉地区第一、第二課）へお問い合わせください。

支給項目 (右欄は支給対象者認定区分)	要保護	準要保護	内 容	市外公立学校	国立・都立・私立学校	支給時期等 (下記支給予定日が金融機関休業日の場合は前営業日に支給) (年度途中認定の方はこの時期とは異なる場合があります)
新入学学用品費等 (1年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	小学校	57,060円 (★3,000円)	7月下旬(31日頃の予定) ※対象者は、5月1日現在、準要保護認定者。 ★入学前の3月に「新入学準備金」の支給を受けた方は、 差額分として()内の金額を支給。
				中学校	63,000円	
1年生の学用品費等	×	○	学用品の購入費 校外活動費(日帰り)	小学校	6,615円	前期・・・7月下旬(31日頃の予定) 後期・・・12月下旬(20日頃の予定) ※対象者は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、 準要保護認定者。
				中学校	12,520円	
2年生以上の学用品費等	×	○	学用品・通学用品の購入費 校外活動費(日帰り)	小学校	7,750円	
				中学校	13,655円	
校外活動費(宿泊)	○	○	移動教室(小6を除く)の参加費用 (小・中ともに、就学期間中1回に限る)	小学校	実際にかかった費用 小学校:上限3,690円 中学校:上限6,210円	前期・・・11月下旬(25日頃の予定) (4月から9月までの実施行事分) 後期・・・翌年4月中旬(15日頃の予定) (10月から翌年3月までの実施行事分)
				中学校		
修学旅行費	○	○	移動教室(小6)修学旅行の参加費用 (小・中ともに、就学期間中1回に限る)	小学校	実際にかかった費用 小学校:上限22,690円 中学校:上限60,910円	
				中学校		
体育実技用具費	×	○	体育の授業で使用する柔道着 剣道用具の購入費用	中学校	実際にかかった費用 柔道着:上限 7,650円 剣道用具:上限 52,900円	前期・・・11月下旬(25日頃の予定) (4月から9月までの購入費用) 後期・・・翌年4月中旬(15日頃の予定) (10月から翌年3月までの購入費用)
学校給食費(☆1)	×	○	学校給食の費用 (学校給食法第11条第2項に規定する費用)	小学校 中学校	実際にかかった費用	対象外
医療費等(☆1)	○	○	学校病の治療費 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病)	小学校	実際にかかった費用	対象外
				中学校		
	×	○	学校生活管理指導表の発行に 要する費用 ただし、就学前の発行のもの及び 保険適用のものは対象外。	小学校	実際にかかった費用 上限 4,720円	対象外
				中学校		
新入学準備金 (6年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	小学校	63,000円	3月上旬(3日頃の予定) ※対象者は、2月1日現在、準要保護認定者。 ※この支給を受けた方は、中学校入学後の「新入学 学用品費等」は支給対象外。
オンライン学習通信費	×	○	オンライン学習にかかる通信費	小学校 中学校	7,000円 (1世帯あたり)	前期・・・9月下旬(25日頃の予定) 後期・・・1月下旬(24日頃の予定) ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、 準要保護の認定世帯。
学童保育所保育料	※	※	八王子市立学童保育所保育料の免除	※就学援助の申請とは別に「学童保育所保育料免除申請書」の提出が必要です。 別途申請すると、申請月から免除されます。 問い合わせ先:放課後児童支援課 TEL:042-620-7246		

☆1 通学校を管轄する教育委員会にて支給対象とならない場合に限り、八王子市から支給します。